

奨学金返還支援制度を 整備している中小企業を 愛知県が応援します!



奨学金返還支援制度導入のメリット

登録いただいた企業は
「あいち奨学金返還支援ネット」
にて紹介します!



人材の確保・定着



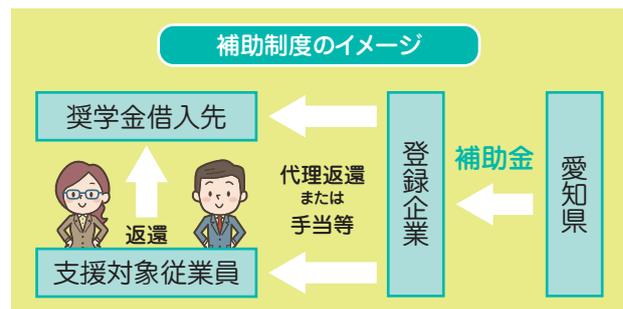
企業イメージ向上

補助制度の概要

(従業員1人あたり)

最大 20万円/年度を補助

- 中小企業等が従業員に支給した奨学金返還のための手当又は代理返還した額の1/2以内を補助金として交付
 - 採用年度から最大3会計年度補助
- ⇒3年で最大60万円を補助



企業登録申請の方法

《補助を受けるためには、企業登録が必要です(登録無料)》

- 「あいち奨学金返還支援ネット」にて申請いただけます。
- 申請書類や具体的な手続きについても、「あいち奨学金返還支援ネット」にてご確認ください。

「あいち奨学金返還支援ネット」
はこちら



愛知県奨学金返還支援

検索

登録企業の要件

以下の要件を満たす法人[※]・個人事業主

※会社、NPO 法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、一般社団法人、組合等

- 愛知県内に本社又は主たる事業所を有すること
- 常時雇用する従業員数が300人以下であること(資本金の規模は問いません)
- 雇用保険の適用事業所であること
- 従業員への奨学金返還支援制度の規程を整備し、奨学金返還のための支援をしていること

支援対象従業員の要件

登録企業に2024年4月以降に雇用され、県内事業所に正社員(試用期間含む)として勤務する方

対象となる奨学金

日本学生支援機構の奨学金の他、地方公共団体・大学・企業等が貸与する奨学金

※特定の職種に就職した場合や、特定の地域に居住した場合に返還が免除されるものは除く

申請の流れ

《対象となる従業員の雇用後、30日以内に支援計画書の提出が必要です》

- 補助金交付までの大まかな流れは下図のとおりです。
- 申請書類等、具体的な手続きについては、「あいち奨学金返還支援ネット」にてご確認ください。

「あいち奨学金返還支援ネット」
はこちら



手続き	① 支援制度を有する 又は創設	② 企業登録申請 ※1	③ 「あいち奨学金返還 支援ネット」に公開	④ 支援対象者の雇用 ※2	⑤ 支援計画書の提出 ※3	⑥ 補助金交付申請 ※4、※5	⑦ 実績報告	⑧ 請求書の提出	⑨ 補助金交付
期限		随 時				原則 2月末日	支援完了後 30日又は3月31日の いずれか早い日	額の確定後 速やかに	県が請求書を 受理して から30日

※1 企業登録は、3年ごとに更新が必要。

※2 支援対象者は、2024年4月以降に雇用した従業員が対象。

※3 従業員を雇用後、原則30日以内に提出。ただし、2024年度に限り、2024年9月30日までに企業登録決定を受けた場合は、登録決定後30日以内に提出。

※4 補助の対象となるのは企業登録後に支給した手当等に限られる。

※5 補助金交付申請は、当該年度分を原則2月末日までの間に県に提出。(3月分の手当は、見込額で申請)

愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業

愛知県労働局就業促進課 TEL:052-954-6366 MAIL:shugyo@pref.aichi.lg.jp

2024.06